

仕様書 正誤表

ページ番号	正	誤
39	証明用プリンタ <u>(共有)</u>	証明用プリンタ <u>(専用)</u>
43	※作業室については、庁舎整備のため変更の予定あり。(令和2年 <u>7月</u> の予定。変更後の場所は未定。)	※作業室については、庁舎整備のため変更の予定あり。(令和2年 <u>5月</u> <u>中旬</u> の予定。変更後の場所は未定。)
43	<u>オ</u> 寄付金税額控除に係る申告特例通知書(以下「申告特例」という。) <u>カ</u> 画面コピー <u>キ</u> 配当、報酬等資料一覧等(以下「配当等一覧」という。)	<u>エ</u> 寄付金税額控除に係る申告特例通知書(以下「申告特例」という。) <u>オ</u> 画面コピー <u>カ</u> 配当、報酬等資料一覧等(以下「配当等一覧」という。)
60	(6) <u>生きがい活動支援通所事業に係る</u> 内容変更・利用辞退届受付	(6) <u>高齢者等在宅生活支援事業申請</u> 内容変更・利用辞退届受付
92	(14) 要介護認定 <u>等</u> に関する業務	(14) 要介護認定に関する業務
92	ア 要介護認定 <u>等</u> に関する業務の内容は、以下のとおりとする。	ア 要介護認定に関する業務の内容は、以下のとおりとする。
92	(ウ) 訪問調査の日程調整 (家族 <u>等</u> への電話連絡含む) 及び調査準備	(ウ) 訪問調査の日程調整 (家族への電話連絡含む) 及び調査準備
92	(キ) その他要介護認定 <u>等</u> の受付等に関する業務に付随する事務	(キ) その他要介護認定の受付等に関する業務に付随する事務
93	イ 療養費 (負担割合差額を含む。)、高額療養費、高額介護合算療養費等の支給申請書の受付	イ 療養費 (負担割合差額を含む。)、高額療養費、高額介護合算療養費、 <u>葬祭費</u> 等の支給申請書の受付
96	(エ) その他原動機付自転車・小型特殊自動車に関する業務に付随する事務	(エ) その他原動機付自転車 <u>等</u> ・小型特殊自動車に関する業務に付随する事務
100	<u>削除</u>	<u>住民情報システム用端末(ノート) 人数分</u>
106	(14)要介護認定 <u>等</u> に関する業務	(14)要介護認定に関する業務
106	ア 要介護認定 <u>等</u> に関する業務の内容は、以下のとおりとする	ア 要介護認定に関する業務の内容は、以下のとおりとする
108	(3)ア(ア)後期高齢者医療被保険者証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病認定証等に係る申請の受付及び交付(再交付を含む。)	(3)ア(ア)後期高齢者医療被保険者証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病認定証等に係る申請 <u>書</u> の受付及び交付(再交付を含む。)

仕様書 正誤表

ページ番号	正	誤
109	(3)ア(イ)に療養費（負担割合差額を含む。）、高額療養費、高額介護合算療養費等の支給申請書の受付	(3)ア(イ)に療養費（負担割合差額を含む。）、高額療養費、高額介護合算療養費、 <u>葬祭費</u> 等の支給申請書の受付
118	(4) 敬老祝品贈呈期間中の委託者が指定する各年度4日以内の日については午前8時30分から午後6時までとする。 <u>ただし、正午から午後1時までの間も窓口業務を行うものとする。</u>	(4) 敬老祝品贈呈期間中の委託者が指定する各年度4日以内の日については午前8時30分から午後6時までとする。
123	(14) 要介護認定 <u>等</u> に関する業務 ア 要介護認定 <u>等</u> に関する業務の内容は、以下のとおりとする。	(14) 介護保険認定申請受付に関する業務 ア 要介護認定に関する業務の内容は、以下のとおりとする。
123	(15) <u>削除</u> (15) <u>川根地区移動支援サービス事業に関する業務</u> ア 川根地区移動支援サービス事業に関する業務の内容は、以下のとおりとする。 (ア) 申込書等の受付 (イ) その他川根地区移動支援サービス事業に関する業務に付随する事務	(15) <u>訪問調査日程調整に関する業務</u> <u>ア . . .</u> <u>(ア) . . .</u> <u>(イ) . . .</u> <u>(ウ) . . .</u>
124	(ウ) 必要な場合は、保険証等の発行、交付 <u>又は回収</u>	(ウ) 必要な場合は、保険証等の発行、交付
124・125	<u>ウ 限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受領証（以下「認定証等」という。）の交付申請の受付及び交付</u> (ア) <u>認定証等の交付申請（再交付を含む。）の受付</u> (イ) <u>認定証等の作成及び交付（再交付を含む。）</u> (ウ) <u>その他適用証等の交付申請の受付及び交付に付随する事務</u>	ウ 限度額適用認定証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受領証の交付申請の受付及び交付 (ア) 限度額適用、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受領証の交付申請の受付 (イ) 認定の異動処理 (ウ) 限度額適用証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受領証の発行、交付 (エ) その他限度額適用証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受領証の交付申請の受付及び交付に付随する事務

仕様書 正誤表

ページ番号	正	誤
125	<p>(オ) 削除</p> <p>(オ) その他の国民健康保険に関する申請書の受付</p> <p>(カ) その他国民健康保険に関する各種申請の受付に付随する事務</p>	<p>(オ) 第三者行為求償事務に係る届出書の受付</p> <p>(カ) その他の国民健康保険に関する申請書の受付</p> <p>(キ) その他国民健康保険に関する各種申請の受付に付随する事務</p>
125	<p>オ 国民健康保険税簡易申告書の受付</p> <p>(ア) 国民健康保険税簡易申告書の受付</p> <p>(イ) その他国民健康保険税簡易申告書の受付に付随する事務</p>	<p>オ 国民健康保険税簡易申告書<u>等収入に関する申告書</u>の受付</p> <p>(ア) 国民健康保険税簡易申告書<u>等収入に関する申告書</u>の受付</p> <p>(イ) その他国民健康保険税簡易申告書<u>等収入に関する申告書</u>の受付に付随する事務</p>
126	<p>(3) 後期高齢者医療制度に関する業務の内容は、以下のとおりとする。</p> <p>イ 療養費（負担割合差額を含む。）、高額療養費、高額介護合算療養費の支給申請書の受付</p>	<p>(3) 後期高齢者医療制度に関する業務の内容は、以下のとおりとする。</p> <p>イ 療養費（負担割合差額を含む。）、高額療養費、高額介護合算療養費、<u>葬祭費等</u>の支給申請書の受付</p>
126	<p>ア 後期高齢者医療被保険者証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病認定証<u>等</u>に係る申請の受付及び交付（再交付を含む。）</p>	<p>ア 後期高齢者医療被保険者証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病認定証に係る申請の受付及び交付（再交付<u>申請書</u>を含む。）</p>
126	<p>(4) こども医療費に関する業務の内容は、以下のとおりとする。</p> <p>ア 申請書等の受付 <u>(再交付申請の受付を含む)</u></p> <p><u>イ</u> 削除</p> <p><u>イ</u> その他こども医療費に関する業務に付随する事務</p>	<p>(4) こども医療費に関する業務の内容は、以下のとおりとする。</p> <p>ア 申請書等の受付</p> <p><u>イ</u> <u>受給者証の交付（再交付申請の受付を含む）</u></p> <p><u>ウ</u> その他こども医療費に関する業務に付随する事務</p>